

令和 6 年 1 2 月 1 9 日

経済産業省 G X グループ
資源循環経済課長 田 中 将 吾

環境省関東地方環境事務所
所 長 神 谷 洋 一

特定有害廃棄物等の未承認輸出未遂について（厳重注意）

貴社が関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定に基づきマレーシア向けに横浜税関に令和 6 年 10 月 4 日に中古利用目的の使用済み無線配電盤の輸出申告を行った貨物について、同年 11 月 18 日に同税関が貨物確認検査を行い、関東地方環境事務所横浜事務所が立ち会った結果、破損等により中古品とは見なせない使用済電気・電子機器が積み込まれていることを発見した。

当該貨物は、貨物確認検査及びヒアリング調査等の結果、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定有害廃棄物等に該当することが確認された。

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、バーゼル法第 4 条第 1 項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 48 条第 3 項の規定により輸出の承認を受ける義務が課せられるところ、当該貨物の輸出に当たって当該承認を受けていなかったことは、国内においてはバーゼル法違反となるおそれがあった。さらに、国際的にもバーゼル条約違反として我が国のバーゼル条約遵守に係る信頼を損ねるおそれがある行為でもあり、よって本書面により厳重に注意する。

また、今後このような事態が発生しないよう、次の措置を求める。

- 1 再発防止策を策定し、策定された再発防止策及び当該貨物の処分方法を記載した顛末書を令和 7 年 1 月 6 日（月）までに経済産業省及び環境省に提出すること。
- 2 国内へ引き取った貨物について国内で処分する場合は、環境上適正に処分し、処分完了した旨を後日報告すること。
- 3 今後、輸出を行う場合は、貴社の責任において輸出貨物の由来、性状等の把握及び十分な品質管理の確保に努めるとともに、特定有害廃棄物等を所定の手続きを経ることなく輸出することのないようにすること。